

第2回 欧州サステナビリティ報告に 関するワーキング・グループ

2025年3月
経済産業省 経済産業政策局
企業会計室

ワーキング・グループの進め方（スケジュール）

◆ 第1回 ワーキング・グループの進め方・論点抽出

- 企業サステナビリティ報告指令（CSRD）・欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の基本情報
- CSRDに関するの最新動向
- ESRS第三国基準（N-ESRS）におけるMixed approachの検討

◆ アンケート結果の集約

◆ 第2回 ESRS第三国基準（N-ESRS）に対するコメントの検討

◆ 報告書のとりまとめ

ESRSの第三国基準（N-ESRS）に対するコメントとして、スタンスを集約。

1. 第1回WGのまとめ
2. アンケート・インタビューの報告
3. ご議論いただきたい事項

(参考) 関連条文 (2月26日時点)

第1回ワーキング・グループ（WG）の意見と集約

Mixed approachに関する意見①

（委員A）

- ✓ そもそも、複数の大企業に該当するEU域内子会社が存在する関係上、CSRDに個別対応していると余分なコストや手間がかかる。そのため、**ESRS第三国基準（N-ESRS）に基づいて28年度の情報を29年に開示する方法はとらない**予定で進めている。第三国企業へのCSRD適用を待たずに**ESRSに基づく親会社の連結ベースでの開示を検討**している。

（委員B）

- ✓ **Mixed approachの採用をすることにより開示範囲が大幅に減少するため、採用を進めてもらいたい。**

（委員C）

- ✓ **Mixed approachの1本化は避け、グローバルアプローチとの選択制にしてほしい。**Mixed approachに対応するために、EU域内外の事業を切り離し、EU独自の戦略を準備する意義に乏しく、また、体制も整っていないためである。

ESRS第三国基準（N-ESRS）策定にあたって検討されているMixed approachに関しては、採用を希望する企業と希望しない企業に分かれた。

第1回ワーキング・グループ（WG）の意見と集約

Mixed approachに関する意見②

（委員E）

- ✓ まず最初に、会計指令40a条1項にEU域内の売上にかかる情報を提供するという形で限定が入っているため、ESRSの上位に属する会計指令にまで遡れば、**Mixed approach**もしくは**類似の概念を選択肢として入れるのが当会計指令と整合的な対応である**と考える。
- ✓ 次に、**E1気候変動に絞ってGlobal approachを求める、他の開示項目についてはMixed approachを許容する**、という対応は、気候変動というテーマについてのパリ協定などの国際合意が存在する状況、Global base lineであるISSBのテーマ別基準開発状況と整合しており、かつ企業のTCFDやISSB基準に基づく開示対応が進む時間軸も想定すると一定程度合理性があると評価している。
- ✓ 最後に、事務局資料（資料4）P18にてEFRAGのTEGも指摘しているが、Mixed approachに係る指標情報の保証にあたっては、EU域内と域外を区別する方法についての**一定程度明確なガイダンスが必要不可欠ではないか**と考えている。他方、ガイダンスの詳細さについては、情報の有用性、比較可能性、コンプライアンスコストとのバランス、保証可能性およびコストの観点から、各ステークホルダーの意見を適切に反映したものとされることが望ましいと考える。

（委員F）

- ✓ Mixed approachについて、グローバルに活動する企業は、そのバリューチェーンが広範かつ複雑であることが多く、EU域内に対する売上に関連する活動の把握は困難となる可能性がある。EU域内・域外を切り分けるには、一定の客観性を確保した形で対応するインパクト等を捕捉するための基準又はガイダンスを定める必要があるが、詳細な規定を設けることは難しい。何らかの**簡便的な方法**（例：みなし規定、簡易の按分計算方法）も認められないと、実務的には利用できる場面が限られる。
- ✓ Mixed approachについて、現時点のESRS第三国基準の提案では、18C項で、EU域内のインパクトを捕捉するための信頼できるデータの収集や見積りに関するプロセスの確立を求めており、18B項の適用のハードルを上げているように思われる。**具体的なガイダンスの定めや簡便的な方法の容認がない場合、18C項によってEU域内向けの売上に関連する活動を切り分けることは、実務的には困難**になり得ると考える。

（※）18B項、18C項については、関連条文参照。

第1回ワーキング・グループ（WG）の意見と集約

Mixed approachに関する意見③

（委員A）

- ✓ Mixed approachについては、Global approachと選択可能とすることが必要と考えている。ただし、SR TEGの分析にもあるとおり、一般的な日本企業においては、Mixed approachを採用するとなった場合に、欧州での取引だけを抜き出すことが技術的に可能かという問題がある。**当社のビジネス・事業活動では抽出は難しいと判断している。**
- ✓ 加えて、ヨーロッパのみの取引を抽出できたと仮定した場合でも、コネクティビティの問題がある。例えば、監査法人が監査証明を付す出する有価証券報告書に類するヨーロッパ連結の財務諸表は作成が存在していないため、ニーズのない財務諸表を作った上で、サステナビリティ情報をMixed approachで開示するというのは、合理的ではない。
- ✓ ヨーロッパでの取引が僅少または分別可能な企業にとっては問題ないかもしれないが、そうでない会社にとって**Mixed approachは相当程度難易度が高く、この部分を上手く整理しなければ、結果として、Global approachを選択せざるを得ない状況になってしまう。**

（委員D）

- ✓ **保証可能性**も考慮し、欧州向け売上に対応したインパクトを補足・集計するための基準が必要と考えている。
- ✓ 企業の**バリューチェーンフローの変更**が発生した場合、どのように報告するか明確化する必要がある。（例：期中に変更があった場合、対象期間分のみを期間計算して算入する形となるか等）
- ✓ 気候変動以外のトピック別開示に関して、指標のみならず、戦略及びインパクトマネジメントについても、Mixed approachが適用されるのかが明らかになっていない。（例：インパクト報告対象となる活動（を行う組織）の戦略、インパクトマネジメントのみを報告するのか、もしくは、Mixed approachの適用に関わらず包括的に開示することになるのか、等）

Mixed approachについては、EU域内への売上にかかるインパクトを切り分ける方法への懸念が呈された。

第1回ワーキング・グループ（WG）の意見と集約

ESRS適用方法に関する意見

（委員A）

- ✓ そもそも、複数の大企業に該当するEU域内子会社が存在する関係上、CSRDに個別対応していると余分なコストや手間がかかる。そのため、**ESRS第三国基準（N-ESRS）に基づいて28年度の情報を29年に開示する方法はとらない**予定で進めている。第三国企業へのCSRD適用を待たずに**ESRSに基づく親会社の連結ベースでの開示を検討**している。（再掲）
- ✓ オムニバス法案の延期法案の成立で開示時期が後ろにずれるかによって、準備対応や動き方を見直す必要があると考えている。

（委員B）

- ✓ EU域内のCSRD開示の適用にあたっては、**EU子会社が個社ごとに開示**を行うことを想定している。

（委員E）

- ✓ オムニバス法案を踏まえると、ESRSのデータポイントの削減や対象企業の縮小等の理由から、子会社免除規定を適用してESRSに準拠した開示を行う企業が多くなり、**ESRS第三国基準（N-ESRS）はあまり使われない可能性**があると思われる。

今後、グローバル連結でESRSを適用する企業とEU子会社が個別に開示を行う企業に対応が分かれる可能性。（※前者の場合は、ESRS第三国基準（N-ESRS）は適用しない。）

第1回ワーキング・グループ（WG）の意見と集約

CSRD対応の負担感に関する意見

（委員A）

- ✓ EUビジネスについては、一定程度の取引比率を占めているため、**市場に入っていくための入場券（EU市場での取引機会）を失うことがあってはならない**と考えており、先んじての現行CSRD/ESRSに基づく親会社のグローバル連結ベースでの開示対応にトライしようと考えている。

（委員B）

- ✓ グローバルアプローチしか認めない場合での欧州側のリスクについて、大局的には外交上は欧州にとってのリスクであるが、欧州で相当程度の売上高がある当社にとって、CSRDの内容の如何によって事業方針・事業目標を変更するということは難しいので、**直接当社の事業内容を変更し得るような圧力になるものではない**。
- ✓ 一方で、例えば、EU域内での事業規模が大企業の閾値付近にある企業（EU以外の米州・中国等でビジネスを行っており、これから欧州へ進出しようとしている日系企業）にとっては、全体で見るとごく小規模な売上ために、グローバルの情報を集めなければいけないため、かなり大きなハードルになると想定している。

CSRD対応は、EU市場に入っていくための入場券（EU市場での取引機会）ととらえる声があった一方で、グローバルベースでのデータ収集の負担感が聞かれた。

第1回ワーキング・グループ（WG）の意見と集約

ISSBとの同等性に関する意見

- ✓ オムニバス法案の提案内容を拝見するに、ESRSの方向性について、ISSB基準を意識した表現になっているようにも感じる。ESRSについて、ISSB基準や日本基準との間で整合性を高める方向に促すことも必要かと考える。

ESRSとISSBの同等性の確保の要望に関する意見が出された。

1. 第1回WGのまとめ
2. アンケート・インタビューの報告
3. ご議論いただきたい事項

(参考) 関連条文 (2月26日時点)

アンケート・インタビュー結果（3月13日時点）

質問

ESRS第三国基準（N-ESRS）に基づく開示対応を回避するために、**EU域内の事業縮小や撤退、新規投資の取りやめ**等を検討していますか。

回答

【事業縮小・撤退等を検討する可能性がある】

- EUのサステナビリティ規制が今後強化されていった場合、**事業規模の縮小・撤退を考える可能性**がある。事業ポートフォリオの中でEUは大きくなく、EU域内での対応コストが膨大であれば、事業として撤退しても他の地域で収益を得られるのではと考えている。
- サステナビリティ規制によって収益の確保が見込めなくなるようなことがあれば、**縮小・撤退もあり得る**が、現時点ではそこまでの議論にはなっていない。

【事業縮小・撤退等を検討する可能性はない】

- EUは重要なマーケットであるため、サステナビリティ規制の負担が今後増加しても**撤退を検討することはない**と考えている。
- 今後の追加の事業展開においては、会社所在地や資本関係の持ち方など、**規制適用基準に照らし合わせたのテクニカルな検討は必要**になると考える。
- CSRD規制が厳しくなっても**それを超える収益があれば撤退可能性はない**と考えている。
- 欧州市場も伸びている状況であり、CSRDがあるために事業をストップするということはない。

アンケート・インタビュー結果（3月13日時点）

質問

2025年1月15日時点におけるESRS第三国基準（N-ESRS）の草案の議論では、リスクと機会の記載が削除され、**財務マテリアリティにかかる開示要求事項が削除**されることが提案されています。このEFRAGの提案について、貴社のお考えをお答えください。

回答

【インパクトマテリアリティのみの開示に賛成】

- **負担軽減は歓迎。**
- さらなる**開示要求事項の削減を求め**る。
- 第三国企業の財務マテリアリティをEUが求める根拠が弱い。
- CSRDの開示項目が多いと感じているため、項目が減ることで工数面でプラスになると考えている。

【インパクトマテリアリティのみの開示には反対】

- 企業の戦略を開示することができなくなると、単に事業上の特性（例えば環境負荷の高い事業）のみで投資家に判断されることになりかねない。
- 戦略的に環境負荷を低減することで、新たな事業機会を生み出すことが可能であり、**インパクトマテリアリティのみの開示では、偏った開示**になっていくのではないかと懸念。
- シングルマテリアリティに基づく他の基準（ISSB）との相互運用性が更に損なわれることに対して懸念。
- 欧州開示のコンセプトがダブルマテリアリティであることと、ISSBとインターオペラビリティがしっかりと守られるという前提においては、「**ESRSは、ISSBの財務マテリアリティにインパクトマテリアリティの情報が付加される**」という考え方は妥当なのだろうと考えている。

アンケート・インタビュー結果（3月13日時点）

質問

ESRS第三国基準（N-ESRS）におけるMixed approachの採用を望みますか。

回答

【採用を望む】

- 負担減は歓迎するが、EU域内へのインパクトの切り分け等に過大な負荷がかからないように、考慮いただきたい。
- Mixed Approachの採用は企業の開示負担を大幅に軽減するため、是非**Mixed Approach**を採用してほしい。

【採用を望まない】

- EU域内へのインパクトに限定する意味合いが良く分からない。
- 子会社別の移行計画や目標がグローバルな事業運営と**整合しない可能性**がある。
- グループで策定している戦略・目標をEU域内企業のレベルに**分解することが難しい**。
- 企業によっては、**インパクトについて欧州のみに限定する方が情報を出しにくい**ように感じる。

アンケート・インタビュー結果（3月13日時点）

質問

CSR対応について現状把握している課題を教えてください。

回答（次ページへ続く）

【他のサステナビリティ開示との関係】

- ISSB（SSBJ）での開示に加え、CSRDに対する追加的な情報収集、開示のコスト負担がある。
- **マテリアリティがCSRDとSSBJで異なる**ことに、不安を感じる。
- SSBJと同時期の対応となる見込みであるため、両方の要求事項を見ながら効率的に対応を進める必要がある。
- **ISSBに対応したことでESRSにも対応したと認められることが理想**ではあるが、マテリアリティの特定も含めてなかなか一つにまとめることは難しいと考える。

【CSRDのEU域外企業への適用の是非】

- EUが域外企業に対して**EUのルールに基づく域外適用**を求めるのは、法域を無視したものではないのか。
- ISSBはその地域の法を尊重するという概念が含まれているので日本であれば国内の法令に則った形で対応すればよいが、ESRSが求めてきているものは国内法の尊重などはなく無理がある。

アンケート・インタビュー結果（3月13日時点）

回答（前ページから続く）

【開示要求事項の多さ】

- **非常に細部にわたるデータポイント**が設定されておりが、その情報が**投資家によって利用される可能性があるの** **かが見えない**。労力とコストをかけて対応を行っても、投資家の投資行動に影響を及ぼさないのであれば企業として対応するメリットはない。

【社内体制・リソース】

- 組織体制が整備されておらず、人材・ノウハウも不足している。
- データの収集と管理が複雑である。
- グループ内の情報収集範囲の拡大、そのための情報システムや体制整備が必要である。
- システム対応も強化したいものの、アプリケーションもまだ出そろっていない感があり投資に踏み出せない。

【第三国企業の開示の際の保証可能性】

- 第三者保証の基準等が不明で準備が進んでいない。

【バリューチェーン情報の収集】

- バリューチェーンからの情報収集対応に課題がある。

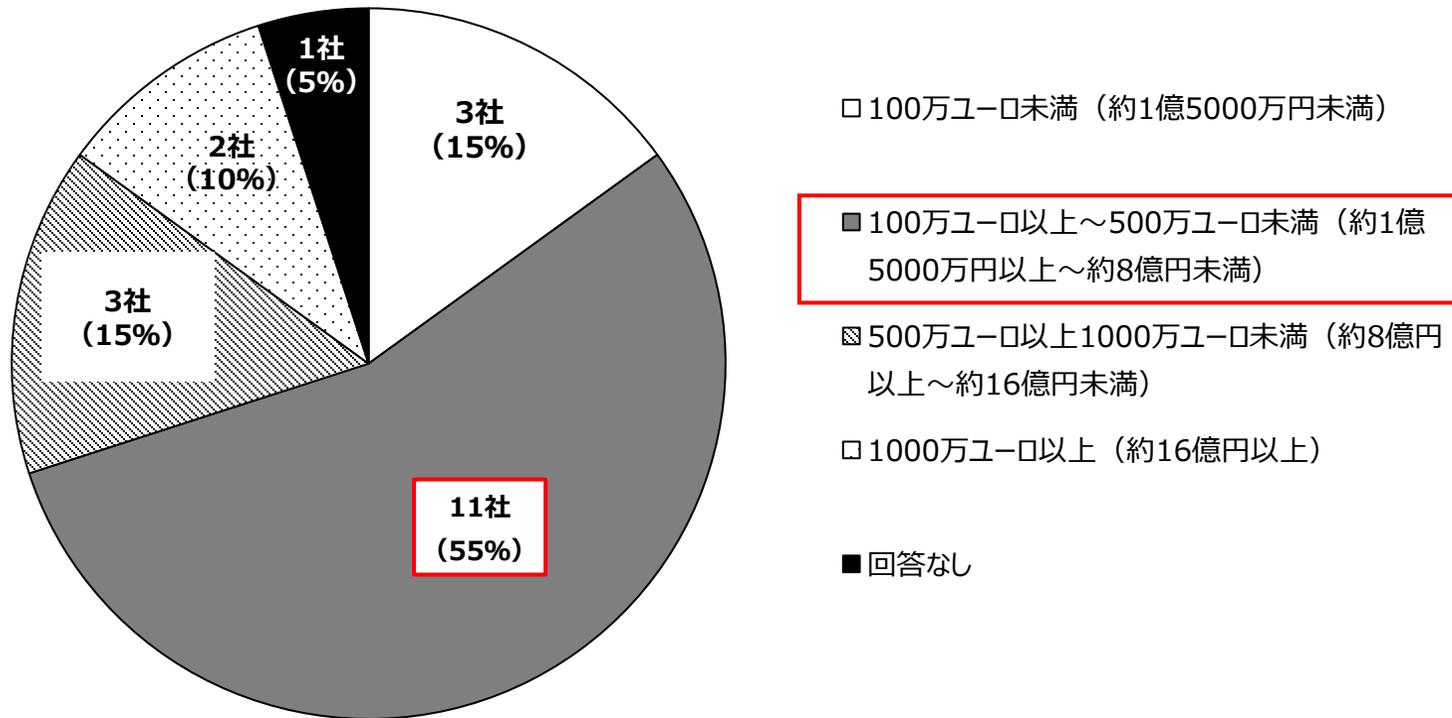
【EUの立法状況や政治的情勢の不安定さ】

- CSRDの国内法制化、オムニバス法に不確実性がある。
- 法整備の方向性が不透明であり、状況がどんどん変化するため、準備がしづらい。

CSRDの対応のために日本企業に発生するコスト（3月13日時点）

- CSRDのコストの負担感としては、100万ユーロ以上～500万ユーロ未満（約1億5000万円以上～約8億円未満）を選択した企業が最も多かった。

2029年までに発生すると想定されるCSRD対応のためのコストの規模感

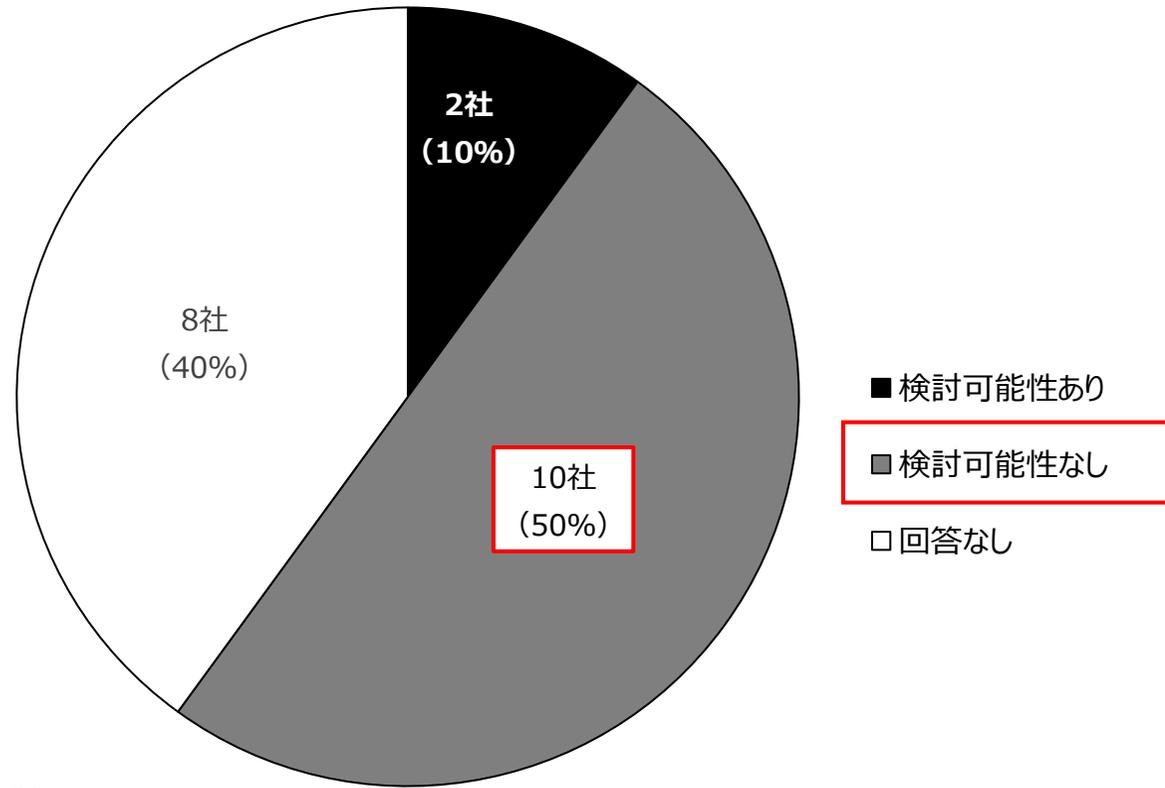


N=20

CSRDの対応のために日本企業の撤退可能性（3月13日時点）

- 企業負担がある一方、撤退や事業縮小は検討しない企業が半数を占めた。

CSRDの第三国企業としての開示対応を回避するために、
欧州の事業縮小や撤退、新規投資の取りやめ等の検討状況



N=20

1. 第1回WGのまとめ
2. アンケート・インタビューの報告
3. **ご議論いただきたい事項**

(参考) 関連条文 (2月26日時点)

これまでの議論を踏まえた総論

- CSRDの背景にある、温室効果ガス実質排出量ゼロ・自然資本の保全・健康と福祉の保護などを通じて持続可能な社会を目指す、という価値観は普遍的に重要であることから、日本としても賛同しているものであり、開示等を通じてこの目的を達成することは重要。
- この目的を堅持しつつ、どのように企業負担を軽減し、競争力を確保していくか、ということが欧州内で議論になっており、賛否両論の意見が出ていると理解している。日本企業においても、積極的に捉える企業がある一方で、コスト負担への懸念が大きく、欧州での事業規模が相対的に小さい企業の中には、コスト負担が大きすぎるため欧州から撤退を検討している企業もある。
- CSRD対応のコスト負担が軽減されれば、欧州のビジネス環境向上に資する。

ご議論いただきたい事項

● CSRD及びESRS第三国基準（N-ESRS）に関して

（EU経済への影響）

- CSRD対応コストとして、100万ユーロ以上～500万ユーロ未満（約1億5000万円以上～約8億円未満）と回答した企業が半数以上（20社中11社）を占めた。500万ユーロ以上（約8億円以上）の企業も20社中6社存在した（P15参照）。
- 上記コスト負担を背景に、欧州での事業縮小を検討している、新規投資の取りやめを検討している企業が20社中2社存在。

⇒アンケートの回答は20社であるが、ESRS第三国基準（N-ESRS）に関する自社へのインパクトが認識された場合、より事業縮小や新規投資の取りやめを行う企業は増えると考えられるか否か。仮に事業縮小や新規投資の取りやめが行われるとすれば、どの程度のインパクトだと考えるか（800社中●社程度etc.）。

⇒どういった事業活動規模（例：売上高etc.）の企業であれば、事業の縮小・撤退や新規投資の取りやめになると考えられるか。

⇒仮に、後述のMixed Approachが採用された場合には、上記のコストはどの程度削減され、事業の縮小撤退や新規投資の取りやめが抑制されることになるか。

（オムニバス法案による規制対象の不整合）

- オムニバス法案において、ESRS対象企業は、従業員数1,000人以上であるが、第三国基準（N-ESRS）の対象企業は従業員数250人以上のみである。ESRS対象外であるものの、ESRS第三国基準（N-ESRS）に対応しなければならない企業も出てくることになる。（詳細は後述）
- オムニバス法案によって、ESRS対象企業が従業員数1,000人以上となることに伴い、ESRS第三国基準（N-ESRS）の対象となる企業もEU子会社の従業員数が1,000人以上に改正等があり得るのか、欧州委員会に対し、ESRS第三国基準（N-ESRS）との間の規制対象の不整合につき、認識を確認する必要がある。

ご議論いただきたい事項

● CSRD及びESRS第三国基準（N-ESRS）に関して

（適用開始までの期間）

- オムニバス法案によって、ESRSの開始が2年延期され、その間にCSRDの対象企業の閾値についても検討がされる。その後に、ESRS第三国基準（N-ESRS）が適用される閾値についても検討が行われることが見込まれる。
- 上記の議論が決着した後に、ESRS第三国基準（N-ESRS）もタイトなスケジュールで議論がなされることが見込まれる。

⇒現行のCSRD対象企業が、閾値の決定から規制の適用までの期間は2年であった（23年1月CSRD発効、23年12月施行、24年12月期開示）。ESRS第三国基準（N-ESRS）の適用にあっても、十分な適用準備期間が必要であり、施行準備期間について、欧州委員会の考え方を確認する必要あり。

ご議論いただきたい事項

● CSRD及びESRS第三国基準（N-ESRS）に関して

（ESRS第三国基準（N-ESRS）のMixed approachについて）

- 第1回の議論で聞かれたように、Global approach、Mixed approachの双方にメリット・デメリットがあり、アンケート結果においてもGlobal approach、Mixed approachのそれぞれ採用を希望している企業が存在。
- Global approachの一本化となるとMixed approachを採用を希望している企業にとっては過度な負担となるほか、extraterritoriality（治外法権）等の問題も生じる。

⇒アンケートによれば負担が大きいとの回答であったが、より具体的に、①どういった負担が②どの程度の規模で生じ得るか。

（Mixed Approach適用時のEU域内の計上の考え方）

- ESRS本体とESRS第三国基準（N-ESRS）の両者のイコール・フットイングは重要である。しかし、ESRS第三国基準（N-ESRS）については、extraterritoriality（治外法権）の問題や、既にEU子会社がESRSに基づく開示を行っていることから重複を削減する仕組みが必要である。よって、Global ApproachとMixed approachについては、選択可能とする必要がある。

⇒Mixed approach実現のため、EU域内の計上方法について企業が独自に設定することは可能か。

⇒その場合、説明可能で合理性を有する方法として、どのような方法が考えうるか。

ご議論いただきたい事項

● CSRD及びESRS第三国基準（N-ESRS）に関して

（ISSBとのinteroperability（相互運用性）の確保について）

- 日本においても27年3月期よりSSBJ（ISSB）の開示が予定されている。ISSBはグローバルスタンダードであり、interoperability（相互運用性）の確保は必要。

⇒interoperability（相互運用性）を確保するための、具体的な提案はあるか。

⇒（例）ESRSとISSBにおいて差異表が提供されているように、特に気候変動部分について、ESRS第三国基準（N-ESRS）との差異表を提出可能とする。

オムニバス法案概要（CSRD関連部分）

- オムニバス法案では、EU域内企業については、適用対象企業の従業員人数や売上高の閾値を引き上げ、報告義務の適用を延期。
- しかし、EU域外企業の対象は250人のままである。

適用対象企業

		改正案	現行：EU上場企業以外の大会社の場合
EU域内企業 (例：EU域内 子会社)	連結	<ul style="list-style-type: none"> 平均従業員 1,000人超 かつ 売上高5,000万ユーロ超 または 総資産2,500万ユーロ超 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模グループ（売上高5,000万ユーロ、総資産2,500万ユーロ、従業員数250人の3つのうち2つを超える）
	単体	<ul style="list-style-type: none"> 平均従業員 1,000人超 かつ 売上高5,000万ユーロ超 または 総資産2,500万ユーロ超 	<ul style="list-style-type: none"> 大会社（売上高5,000万ユーロ、総資産2,500万ユーロ、従業員数250人の3つのうち2つを超える）
EU域外企業 (例：日本の 親会社)	連結	<ul style="list-style-type: none"> EU域内 売上高 4億5,000万ユーロ超かつ EU域内に大会社であるEU子会社あり（売上高5,000万ユーロ、総資産2,500万ユーロ、従業員数250人の3つのうち2つを超える） または域内にEU支店あり（売上高5,000万ユーロ超え） 	<ul style="list-style-type: none"> EU域内 売上高 1億5,000万ユーロ超かつ EU域内に大会社であるEU子会社あり（売上高5,000万ユーロ、総資産2,500万ユーロ、従業員数250人の3つのうち2つを超える） または域内にEU支店あり（売上高4,000万ユーロ超え）

適用対象時期

		改正案	現行：EU上場企業以外の大会社の場合
EU域内企業 (例：EU域 内子会社)	連結	2027年 1月1日以降に開始する事業年度 (12月決算企業であれば27年12月期開示)	2025年 1月1日以降に開始する事業年度 (12月決算企業であれば25年12月期開示)
	単体	2027年 1月1日以降に開始する事業年度	2025年 1月1日以降に開始する事業年度
EU域外企業 (例：日本の 親会社)	連結	2028年1月1日以降に開始する事業年度 (12月決算企業であれば28年12月期開示)	2028年1月1日以降に開始する事業年度 (12月決算企業であれば28年12月期開示)

1. 第1回WGのまとめ
2. アンケート・インタビューの報告
3. ご議論いただきたい事項

(参考) 関連条文等 (2月26日時点)

(参考) Mixed Approach_18B

▽ESRS for Non-EU Groups NESRS 1 General Requirements(2025年2月26日版) " 1.3A Perimeter of disclosures"より一部抜粋と仮訳

1.3A Perimeter of disclosures

18B

Regardless of the provisions of paragraph 18A, the undertaking has the option to prepare the N-ESRS sustainability report **by limiting the scope to information about the impacts connected with the undertaking's own operations and its upstream and downstream value chain in relation to products and services that are intended or may be reasonably assumed to be sold or provided in the EU Market**, including by third parties (downstream value chain actors such as distributors and traders).

N-ESRS standard refers to these impacts as being in the "EU scope".

This option only relates to reporting pursuant to the disclosure requirements in the topical standards other than N-ESRS E1 Climate change.

If the undertaking makes such a decision, it shall state this clearly as required in N-ESRS 2. BP 2 – Disclosures in relation to specific circumstances.

1.3A 開示の範囲

18B

18A項の規定に関わらず、企業は、**EU市場で販売または提供される予定である、または合理的に想定される製品およびサービスに関連する、自社操業およびその上流および下流のバリューチェーンに起因するインパクトに関する情報に範囲を限定**して、N-ESRSサステナビリティ報告書を作成するオプションを有する。これには、第三者（流通業者や貿易業者などの下流バリューチェーン関係者）によるものも含む。

N-ESRS 基準では、これらのインパクトを「EU スコープ」と呼んでいる。

これは、**NESRS E1“気候変動”以外のトピック別ESRSの開示要件に基づく報告のみ**に関連する。

企業が当該選択を決定をした場合、ESRS 2 BP 2「特定の状況に関する開示」で要求されているように、これを明確に記載しなければならない。

(参考) Mixed Approach_18C

▽ESRS for Non-EU Groups NESRS 1 General Requirements(2025年2月26日版) "1.3A Perimeter of disclosures"より一部抜粋と仮訳

1.3A Perimeter of disclosures

18C

If the undertaking decides to limit its reporting in line with paragraph 18B, it shall establish processes to collect reliable data or develop relevant estimates in relation to the impacts that are captured by the EU scope. As per N-ESRS 1 paragraph 67, the reporting shall be based on the impacts that are connected with the undertaking's products and services through its business relationships.

When such process does not allow for a clear distinction of the EU Market related and not-related impacts for example because the impacts are all connected to the same operations, value chains or resources **and there are no clear and justifiable parameters separating them, the undertaking shall report the overall impacts at global level.**

In both cases, the basis of preparation of the estimate shall be explained.

1.3A 開示の範囲

18C

企業が18Bに沿って報告を限定的にする場合には、EUスコープに含まれるインパクトについて、信頼性の高いデータを収集したり、関連する推定値を設定したりするためのプロセスを確立しなければならない。N-ESRS 1 67項に従い、報告の際には、企業の取引を通じて製品やサービスに関連したインパクトに基づいて行う必要がある。

例えば、インパクトがすべて同一のオペレーションやバリューチェーン、資源に関連していて、それらを分けるための明確なパラメータがなく、**EU市場に関連するインパクトと域外のインパクトを明確に区別出来ない場合には、企業はグローバルレベルで開示しなければならない。**

いずれの場合も、推定値の作成根拠を説明しなければならない。

(参考) Mixed Approach_AR5

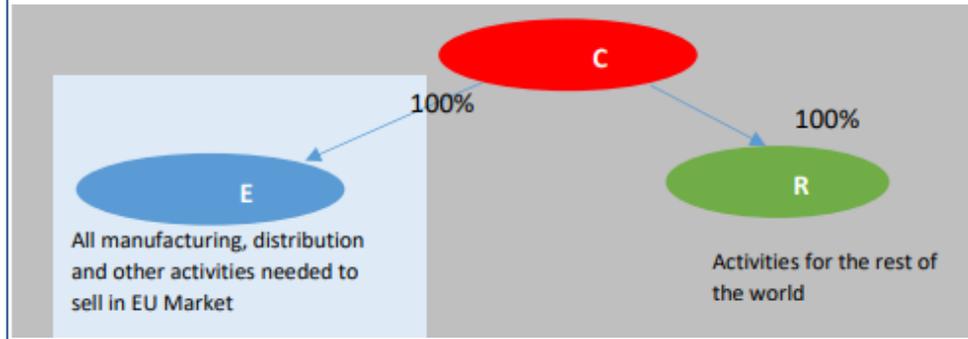
▽ESRS for Non-EU Groups NESRS 1 General Requirements(2025年2月26日版) " Appendix A: Application Requirements "より一部抜粋と仮訳

N-ESRS1 AR5 (a)

A Canadian headquartered group, named C, with such activity in the EU market that an EU subsidiary undertaking has to report under article 40a for the group. Also assume that the Canadian parent has two intermediate holding companies: One for production and distribution of sales of products to the EU market, called E and one for the rest of the world, called R.

If C follows paragraph 18A, the perimeter of all disclosures, including the value chains, will correlate to the area in grey.

If C follows paragraph 18B, the perimeter for the disclosures in N-ESRS 2 and NESRS E1 will correlate to the area in grey. For the other topical standards, the information would cover the activities in the blue. The related value chains remain those outside the area in grey, as long as such value chains are clearly separable from the value chains of the activities of R (for the rest of the world). This can be the case for example when the undertaking is active in different sectors and/or has different products/services for the EU and non-EU markets, or **where the production and sourcing of products of the EU and non-EU branches are clearly separate.**

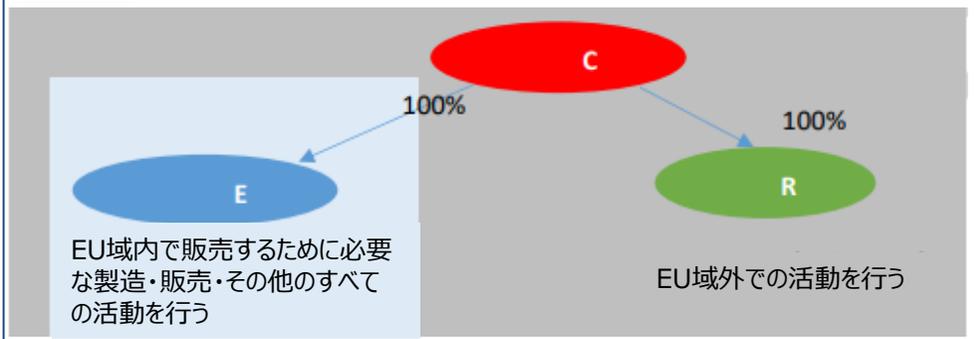


N-ESRS1 AR5 (a)

カナダに本社を置くC社グループが、EU市場において活動を行っており、EUの域内の子会社が会計指令40a条に基づく報告を行わなければならないとする。また、C社には①EU域内への製品の製造・販売を行うE社、②EU域外への製品の製造・販売を行うR社の2つの中間持株会社を有すると仮定する。

C社がN-ESRS 18条Aに従う場合、バリューチェーンを含む開示範囲は、グレーのシャドー部分となる。

C社がN-ESRS 18条Bに従う場合には、N-ESRS 2、N-ESRS E1における開示範囲はグレーのシャドー部分と関連する。その他のトピック別開示については、青のシャドーの部分となる。関連するバリューチェーンについては、R社のバリューチェーンと明確に分けることができる場合に限っては、グレーの領域以外の部分となる。たとえば、企業が異なるセクターで事業を行っていて、かつ/または、EU域内向けとEU域外向けで異なる製品やサービスを提供している場合や、**EU域内とEU域外の支店の製品の生産と調達**が明確に分けられる場合などがこのケースに該当する。



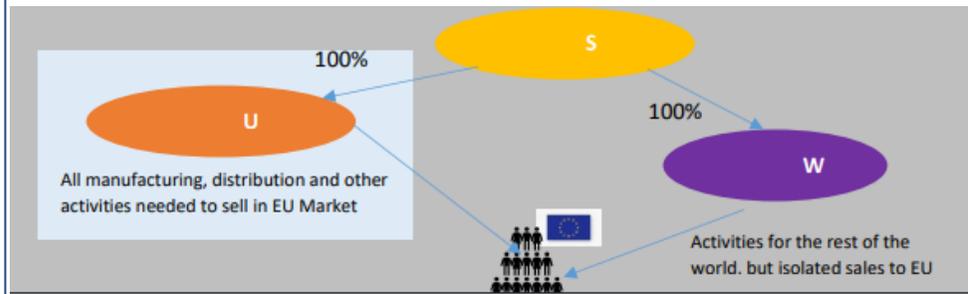
(参考) Mixed Approach_AR5

▽ESRS for Non-EU Groups NESRS 1 General Requirements(2025年2月26日版) " Appendix A: Application Requirements "より一部抜粋と仮訳

N-ESRS1 AR5 (b)

A South African headquartered group with such activity in the EU market that an EU subsidiary undertaking has to report under article 40a for the group. This parent, called S, has manufacturing plant and distribution units in Europe for its sales to EU customers under a European subsidiary named U, but there are also some isolated transactions with some EU clients directly from South Africa via an intermediate holding company called W, or specific products of W may enter the EU market indirectly. In this case, the sustainability report under article 40a would also capture the impacts related to the concerned products of W (on the assumption that the related sustainability matters are material).

If S follows paragraph 18A, the perimeter of all disclosures, including the value chain, will correlate to the area in grey. If S follows paragraph 18B, the perimeter for the disclosures in N-ESRS 2 and N-ESRS E1 will correlate to the area in grey. For the other topical standards, the information would cover the activities in the grey unless W is able to meaningfully separate the impacts of activities related to the specific products/services of W which may enter the EU market, which would then be included with the blue area.

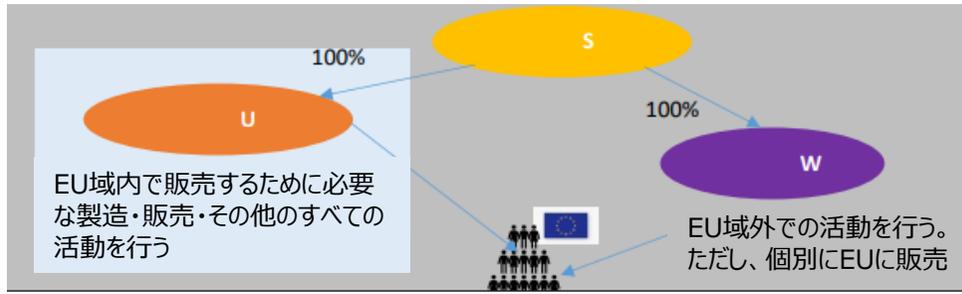


N-ESRS1 AR5 (b)

南アフリカに本社を置くS社グループが、EU市場において活動を行っている場合、EU域内の子会社は会計指令40a条に基づく報告を行わなければならない。

S社は、欧州子会社であるU社の下でEU顧客への販売を行うために、EU域内に工場と販売ユニットを有しているが、中間持株会社であるW社（関連するサステナビリティ関連の事項がマテリアルである前提）を経由して南アフリカから直接EU顧客との取引を行ったり、W社の特定の製品が間接的にEU市場に提供されることもある。

S社がN-ESRS 18条Aに従う場合、バリューチェーンを含むすべての開示は、グレーのシャドー部分と関連する。S社がN-ESRS 18条Bに従う場合、N-ESRS 2、N-ESRS E1における開示範囲は、グレーのシャドー部分と関連する。他のトピック別基準についてはW社のEU域外への特定の製品・サービスに関連する活動のインパクトを明確に区別することが出来ない限り、グレーのシャドー部分をカバーする。すなわちこれはブルーのシャドー部分をカバーすることとなる。



(参考) Mixed Approach_AR5

▽ESRS for Non-EU Groups NESRS 1 General Requirements(2025年2月26日版) " Appendix A: Application Requirements "より一部抜粋と仮訳

N-ESRS1 AR5 (c)

A third example is that of an integrated manufacturing and distribution system which does not differentiate in their value chain and operations between the location of customers during the manufacturing phase.

In this case, preparers using option 18B would have to perform a materiality assessment (for topics beyond climate) designed to capture and distinguish those impacts (also arising outside Europe) which are connected with products that may enter the EU market This distinction may need to be reflected also in quantification of the metrics for impacts.

Climate metrics, such as scope 1 to 3 of GHG emissions would be measured/estimated for the whole group.

Other environmental metrics could be apportioned on a relevant basis, but such estimations and the basis thereof would need to be explained.

For example, metrics concerning consumption of water in the absence of local heightened risks of impacts may be apportioned.

However, local environmental impacts such as on availability of water in areas of water stress or impacts on biodiversity sensitive areas may need to be reported in full. **Apportionment of metrics for the Social and Governance topical standards may not appropriate in this scenario in most cases.**

N-ESRS1 AR5 (c)

3つめの例は、バリューチェーンやオペレーションにおいて、製造段階における顧客の所在地を区別しない、製造と流通の統合システムである。

この場合には、オプション18Bを使用する作成者は、EU市場に入ってくる可能性のある製品に関連するインパクト（EU域外で発生するものを含む）を識別するために、重要性の評価を実施しなければいけない。この識別は、インパクトに関する定量的な指標にも反映させる必要が生じる可能性がある。

GHG排出量のスコープ1から3などの気候関連指標は、グループ全体で測定・推定される。

その他の環境関連の指標は、関連する根拠に基づいて配分することが出来る。ただし、算出にあたっての推定や根拠については、説明が必要。

例えば、その土地のリスクが高まっていない場合には、水の消費量に関する指標に関して、上記に基づいた配分を行うことができる。

他方で、水に関するリスクが大きい地域における水の利用可能性や、生物多様性の影響を受けやすい地域にかかるインパクトといったものについては、すべて上告する必要がある。

上記に基づくと、**ほとんどの場合、「Social（社会）、Governance（ガバナンス）」の項目において、指標を配分することは適切ではない可能性がある。**

(参考) Mixed Approach_AR5

▽ESRS for Non-EU Groups NESRS 1 General Requirements(2025年2月26日版) " Appendix A: Application Requirements "より
一部抜粋と仮訳

N-ESRS1 AR5 (e)

A company based outside the EU manufactures products and **sells them to a third-party distributor located outside the EU.**

The distributor then sells these products within the EU. The company based outside the EU, in case it falls under the CSRD scope because some of its subsidiaries are located in the EU and meet relevant thresholds, would consider the impacts as connected with products that may enter the Eu market, as explained in the previous example.

N-ESRS1 AR5 (e)

EU域外に拠点を置く企業が製品を製造し、それを**EU域外に所在する第三者の販売代理店に販売する。**

代理店は、EU域内で上記の製品を販売する。

EU域外に拠点を置く企業であっても、子会社がEU域内にあり、関連する閾値を満たしているCSRDの適用対象となる場合には、EU市場に参入する可能性のある製品についてのインパクトと見なす必要がある。

(参考) 会計指令 (2013/34/EU) 40a条

現行

1. A Member State shall require that a subsidiary undertaking established in its territory whose ultimate parent undertaking is governed by the law of a third country publish and make accessible a sustainability report covering the information specified in points (a)(iii) to (a)(v), points (b) to (f) and, where appropriate, point (h) of Article 29a(2) at the group level of that ultimate third-country parent undertaking.

The first subparagraph shall only apply to large subsidiary undertakings and to small and medium-sized subsidiary undertakings, except micro undertakings, which are public-interest entities as defined in point (a) of point (1) of Article 2.

A Member State shall require that a branch located in its territory, and which is a branch of an undertaking governed by the law of a third country, which is either not part of a group or is ultimately held by an undertaking that is formed in accordance with the law of a third country publish and make accessible a sustainability report covering the information specified in points (a)(iii) to (a)(v), points (b) to (f) and, where appropriate, point (h) of Article 29a(2), at the group level, or, if not applicable, the individual level, of the third-country undertaking.

The rule referred to in the third subparagraph shall only apply to a branch where the third-country undertaking does not have a subsidiary undertaking as referred to in the first subparagraph, and where the branch generated a net turnover of more than EUR 40 million in the preceding financial year.

The first and third subparagraphs shall only apply to the subsidiary undertakings or branches referred to in those subparagraphs where the third-country undertaking, at its group level, or, if not applicable, the individual level, generated a net turnover of more than EUR 150 million in the Union for each of the last two consecutive financial years.

Member States may require subsidiary undertakings or branches referred to in the first and third subparagraphs to send them information about the net turnover generated in their territory and in the Union by the third-country undertakings.

オムニバス法案による改訂案

1. A Member State shall require that a subsidiary undertaking established in its territory whose ultimate parent undertaking is governed by the law of a third country publish and make accessible a sustainability report covering the information specified in points (a)(iii) to (a)(v), points (b) to (f) and, where appropriate, point (h) of Article 29a(2) at the group level of that ultimate third-country parent undertaking.

The first subparagraph shall only apply to large subsidiary undertakings as defined in Article 3(4) of this Directive.

A Member State shall require that a branch located in its territory, and which is a branch of an undertaking governed by the law of a third country, which is either not part of a group or is ultimately held by an undertaking that is formed in accordance with the law of a third country publish and make accessible a sustainability report covering the information specified in points (a)(iii) to (a)(v), points (b) to (f) and, where appropriate, point (h) of Article 29a(2), at the group level, or, if not applicable, the individual level, of the third-country undertaking.

The rule referred to in the third subparagraph shall only apply to a branch where the third-country undertaking does not have a subsidiary undertaking as referred to in the first subparagraph, and where the branch generated a net turnover exceeding the threshold referred to in Article 3(4) point (b) of this Directive in the preceding financial year.

The first and third subparagraphs shall only apply to the subsidiary undertakings or branches referred to in those subparagraphs where the third-country undertaking, at its group level, or, if not applicable, the individual level, generated a net turnover in the Union exceeding **EUR 450 000 000 for each of the last two consecutive financial years.**

Member States may require subsidiary undertakings or branches referred to in the first and third subparagraphs to send them information about the net turnover generated in their territory and in the Union by the third-country undertakings.

(参考) 会計指令 (2013/34/EU) 40a条

DIRECTIVE 2013/34/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC
REPORTING CONCERNING THIRD-COUNTRY UNDERTAKINGS

Article 40a

Sustainability reports concerning third-country undertakings

2. Member States shall require that the sustainability report communicated by the subsidiary undertaking or branch as referred to in paragraph 1 is drawn up in accordance with the standards adopted pursuant to Article 40b.

By way of derogation from the first subparagraph of this paragraph, the sustainability report referred to in paragraph 1 of this Article may be drawn up in accordance with the sustainability reporting standards adopted pursuant to Article 29b or **in a manner equivalent to those sustainability reporting standards**, as determined in accordance with an implementing act on the equivalence of sustainability reporting standards adopted pursuant to the third subparagraph of Article 23(4) of Directive 2004/109/EC.